

令和6年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立つだ保育所

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設へ支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和5年度において、つだ保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
5月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
6月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
7月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
8月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
9月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
10月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
11月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
12月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
1月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
2月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
3月	32,240	28,670	39,630	36,060	99,670	96,100	173,640	170,070
合計	386,880	344,040	475,560	432,720	1,196,040	1,153,200	2,083,680	2,040,840

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,700円を加算した額となります。

令和6年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立東石川保育所

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和5年度において、東石川保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
5月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
6月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
7月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
8月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
9月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
10月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
11月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
12月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
1月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
2月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
3月	34,660	30,500	42,050	37,890	102,090	97,930	176,060	171,900
合計	415,920	366,000	504,600	454,680	1,225,080	1,175,160	2,112,720	2,062,800

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,700円を加算した額となります。

令和6年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第一保育所

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和5年度において、那珂湊第一保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
5月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
6月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
7月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
8月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
9月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
10月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
11月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
12月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
1月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
2月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
3月	43,970	38,420	51,360	45,810	111,400	105,850	185,370	179,820
合計	527,640	461,040	616,320	549,720	1,336,800	1,270,200	2,224,440	2,157,840

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,700円を加算した額となります。

令和6年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立那珂湊第二保育所

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和5年度において、那珂湊第二保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
5月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
6月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
7月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
8月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
9月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
10月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
11月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
12月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
1月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
2月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
3月	57,140	48,820	64,530	56,210	124,570	116,250	198,540	190,220
合計	685,680	585,840	774,360	674,520	1,494,840	1,395,000	2,382,480	2,282,640

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。また、副食費が免除となる子どもについては、上記の月額につき、4,700円を加算した額となります。

令和6年3月31日

各支給認定保護者の皆様

ひたちなか市立高野いろは保育所

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援法において、保育に要する費用は、本来、市から各支給認定保護者に対して支給し、その費用を各支給認定保護者が各施設に支払うこととされていますが、確実に保育に要する費用に充てるため、当該費用から利用者負担額（保育料）を減じた額を、市から各施設に直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」といいます）。令和5年度において、高野いろは保育所が法定代理受領した額は、別表から各支給認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額となります。

別表

(単位 円)

年齢	1・2歳児		乳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	154,060	151,230	226,080	223,240
5月	155,650	152,790	228,410	225,540
6月	155,650	152,790	228,410	225,540
7月	155,650	152,790	228,410	225,540
8月	155,650	152,790	228,410	225,540
9月	158,820	155,900	233,060	230,140
10月	158,820	155,900	233,060	230,140
11月	155,650	152,790	228,410	225,540
12月	155,650	152,790	228,410	225,540
1月	155,650	152,790	228,410	225,540
2月	154,060	151,230	226,080	223,240
3月	154,060	151,230	226,080	223,240
合計	1,869,370	1,835,020	2,743,230	2,708,780

※上記の額は、あくまで実績を御報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。